

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月28日発行

Vol.601

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

TEPCO

東京電力ホールディングス  
福島復興本社

## 請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する 原因と対策について

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関して、ご請求に関する書類を誤った住所に発送したことにより、ご請求者さまをはじめ関係される皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

現在、誤って発送した請求書およびダイレクトメールにつきましては、回収に努めております。

また、ご請求に関する書類の発送を一旦停止し、発送先、手順等について点検を進めておりましたが、この度、点検結果および原因と対策が取りまとまりましたので、お知らせいたします。



詳しくは、14ページをご覧ください。

### 目次

#### ●「みなみそうまトピックス」から

- ・小高放課後子ども教室(梅収穫体験) ..... 2
- ・小高つながる市 ..... 2

#### ●被災自治体News

- 南相馬市 ..... 3
- 浪江町 ..... 8

#### ●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」の発送について ..... 13
- ・請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する原因と対策について ..... 14
- ・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ~ご請求からお振り込みまでの流れ~ (見直し後) ..... 15

6/23 金

## 小高放課後子ども教室（梅収穫体験）

6月23日に小高放課後子ども教室（梅収穫体験）が開催されました。小高放課後子ども教室では、地域・学校行政が連携し、子どもたちの「学ぶ」意欲の向上と地域住民との交流を図るため、本事業を実施しています。

小高小学校の児童が大内安男氏の梅園を訪れ、楽しく梅を収穫しました。

7月は収穫した梅を使ったジュース作り体験が開催される予定です。



6/24 土

## 小高つながる市

小高つながる市withわたしのcoしごとマルシェは6月24日、小高交流センターで開催されました。会場には、市内外のクラフト作家によるクラフト作家エリアやワークショップエリアのほか、初めての飲食ブースが設けられました。

「おだかるフェスタ」も同時開催され、大勢の市民らでにぎわいました。







## 南相馬市からのお知らせ

## スマホとマイナカードで簡単オンライン手続き「ぴったりサービス」

6月26日HP更新

市では水道の使用開始・中止届や図書館の資料予約のオンライン手続きサービスを行っていますが、令和5年4月1日から子育て・介護・被災証明に関する手続きがオンラインできるようになりました。

自宅などから24時間どこからでも可能な「オンライン手続き」をご活用ください。

## ▶ ぴったりサービスパンフレット [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/6/pittarippanhu.pdf>



## オンライン手続き可能なサービス



## 子育て

## ■児童手当(こども家庭課 TEL 0244-24-5215)

- ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ・児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・氏名変更/住所変更等の届出
- ・受給事由消滅の届出
- ・未支払の児童手当等の請求
- ・児童手当等に係る寄附の申出
- ・児童手当等に係る寄附変更等の申出

## ■児童扶養手当(こども家庭課 TEL 0244-24-5215)

- ・児童扶養手当の現況届の事前送信

## ■保育[一時預かり](こども家庭課 TEL 0244-24-5215)

- ・一時預かりの登録

## ■保育(こども育成課 TEL 0244-24-5242)

- ・教育・保育給付認定の申請
- ・保育施設等の利用申込

## ■母子保健(こども家庭課 TEL 0244-24-5218)

- ・妊娠の届け出

次ページへ続きます



## 介護

### ■介護保険(長寿福祉課 TEL 0244-24-5334)

- ・要介護・要支援認定の申請
- ・要介護・要支援更新認定の申請
- ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ・介護保険負担割合証の再交付申請
- ・被保険者証の再交付申請
- ・高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ・介護保険負担限度額認定申請
- ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ・住所移転後の要介護・要支援認定申請



## り災(マイナンバーカードがなくても手続可能)

### ■り災(税務課 TEL 0244-24-5227)

- ・り災証明書の発行申請

## 手続きの流れ

### 1. 必要な機器を準備する

- ・マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン((注意))
- ・マイナンバーカード
- ・申請内容に応じた必要書類(撮影して画像を送信)

**注意** パソコンおよびNFCカードリーダーを使用しての申請も可能です。

### 2. QRコードを読み取るか、URLから「ぴったりサービス」のサイトを開く

#### ▶ぴったりサービス

[https://myna.go.jp/SCK1501\\_02\\_001/SCK1501\\_02\\_001\\_Init.form](https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)



※地方公共団体が提供している制度や手続きを検索し、オンライン申請ができるサービスです。運営はデジタル庁が行っています。

次ページへ続きます 

### 3. 市町村名を選ぶところから案内に沿って手続きを進める



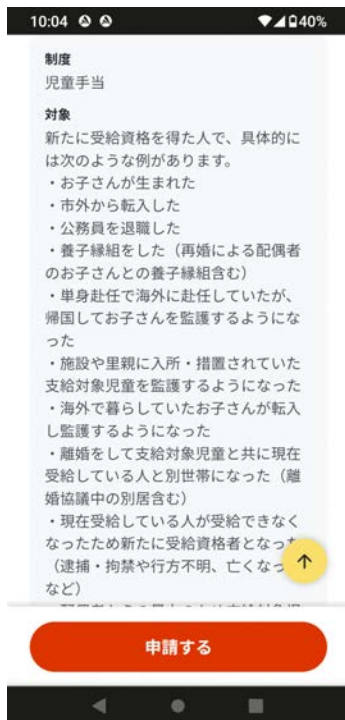
① 市町村を選択



② 分野を選択



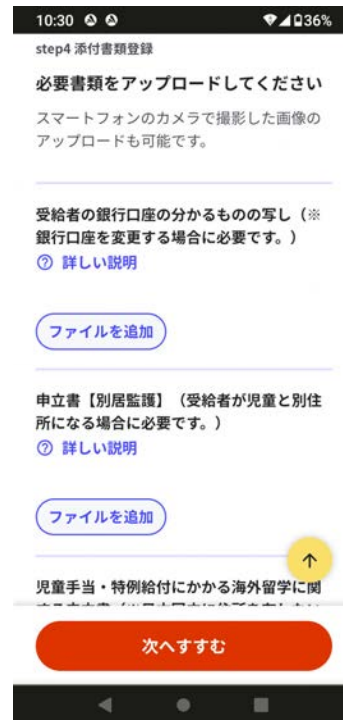
③ 手続きを選択



④ 手続きの内容を確認して申請

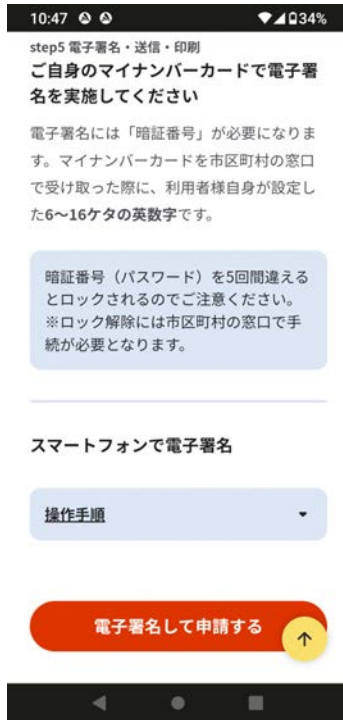


⑤ 申請者情報を入力

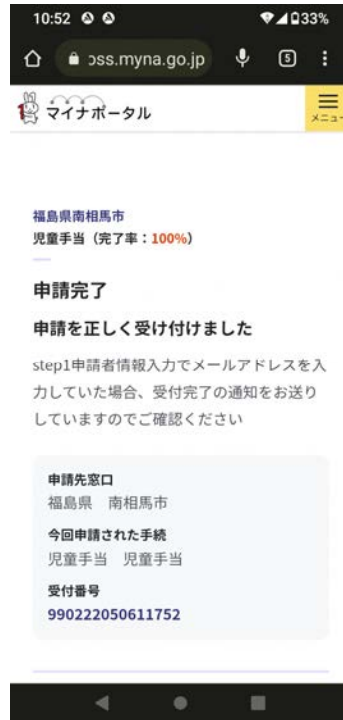


⑥ 必要書類をアップロード

次ページへ続きます



⑦ マイナンバーカードを読み取る



⑧ 申請完了



控えを保存できます

## よくある質問

### Q. 正しい暗証番号がわからない

暗証番号が間違っている場合、入力した暗証番号の種類が異なっている可能性があります。再度ご確認ください。

- 署名用電子証明書用 英数字混在6文字以上16文字以下
- 券面事項入力補助用 数字4文字

### Q. 暗証番号を間違えてロックされてしまった

暗証番号の入力を3回間違えるとロックがかかり、解除するためには来庁いただき手続きを行う必要があります。手続き方法などについてはお問い合わせください。

三条市役所 三条庁舎 市民総合窓口 TEL 0256-34-5540

### Q. カードの読み取りがうまくいかない

カードの読み取りができない場合、読み取り位置がずれている可能性があります。カードをスマートフォンに付けたままスライドさせ、読み取り可能な位置に移動させてください。

次ページへ続きます 

**Q. 申請後誤りに気付いたので訂正したい または再申請したい**

申請後の訂正はできません。また、再申請すると二重申請となり確認に時間を要するため、再申請はせず、担当部署へ連絡をお願いします。

問い合わせ

市民課 戸籍記録係

TEL 0244-24-5235



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>**今週の番組**

番組内容 [6/23~6/30]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組  
 02分～ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE  
 03分～ 南相馬市プロジェクト研究 最終発表会  
       “アートな屋外バスケットコート Kashima Street Court構想”  
 13分～ こども・子育て応援ラッピングバスceremony  
 18分～ なの花めいろチャレンジ! 2023  
 21分～ 博物館通信Vol.8  
 35分～ 南相馬市プロジェクト研究 最終発表会 “アグリノ! グルメプロジェクト”  
 45分～ はじめてのサーフィン  
 47分～ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操  
 53分～ 四季百景 ~南相馬 山紫水明の間から~  
 59分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまーくん



## 浪江町からのお知らせ

浪江町へ帰還された方の移転費用を一部補助します

【令和5年度ふるさと住宅移転補助金】

6月22日HP更新

町外の避難先から町内の自宅等に帰還した世帯の移転にかかった費用の一部を補助します。

※ 補助金の申請総額が予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

### 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯が該当となります。

1. 申請時に浪江町に住民登録があり、かつ、平成23年3月11日時点で住民登録があった世帯
2. 令和6年3月31日までに町外の避難先(※1)から町内の自宅等(※2)への移転が完了した世帯
3. 避難住民届で帰町(移転の完了)を届け出た世帯

※1 公営住宅に住んでいた方については、退去が完了してから申請してください。

（入居資格を持つ家族が残る場合は、入居者変更の手続きを完了させてから、申請してください。）

※2 避難前住居または町内に新たに建築・購入・賃借した住宅(公営住宅等を含む)

申請は、1世帯(自宅等に移転する直前に入居していた避難先住宅等1戸)あたり1回に限ります。

そのため、すでに帰町し補助金交付を受けた家族がいる方については、交付対象外となる場合があります。

### 補助金額

町内の自宅等に移転する直前に入居していた避難先住宅等の住所や、町内の自宅等への移転が完了した人数によって、補助金の額が異なります。

	複数世帯	単身世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

### 申請方法

次の書類を受付窓口に提出してください。

次ページへ続きます



1. 申請書(第1号様式)
2. 公共料金の領収書等貼付用紙(第2号様式)  
※領収書等は**発行日が滞在開始日より後のもの**を提出してください。
3. 請求書(第6号様式)
4. 申請者の預金通帳の写し(金融機関・支店名、口座番号、氏名のカナ表記がわかる部分の写し)

また、提出の前に、下記の申請確認表をチェックし、書類に不備がないか確認してください。

▶ 浪江町ふるさと住宅移転補助金交付申請確認表 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18674.pdf>



## 申請様式一覧

申請書は、窓口または郵送で受け取るか、以下の申請様式からダウンロードしてください。

▶ 申請書(第1号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18667.pdf>



▶ 申請書(第1号様式)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18668.pdf>



▶ 公共料金の領収書等貼付用紙(第2号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18669.pdf>



▶ (※1) 居住証明書(第2号様式 別紙) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18670.pdf>



▶ (※1) 居住証明書(第2号様式 別紙)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18671.pdf>



▶ 請求書(第6号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18672.pdf>



▶ 請求書(第6号様式)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18673.pdf>



次ページへ続きます 

- ※1 居住証明書は、公共料金の領収書などの契約者が、申請者または避難先住宅等の同居者のどちらでもない場合のみ、必要事項を記入のうえ、提出してください。

**【受け付け窓口・問い合わせ先】**

浪江町 介護福祉課 避難生活支援係(本庁舎 1階)  
〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2  
TEL 0240-34-0260

**【第五次追補】東京電力による請求書の発送が7月中旬頃から再開されます**

6月23日HP更新

中間指針第五次追補等による追加賠償について、東京電力は請求書およびダイレクトメールの誤発送を受けて、請求に関する書類の発送が一旦停止していましたが、以下資料のとおり、原因と対策の取りまとめが終了したとして、7月中旬を目途に請求書の発送を再開するとの公表がありました。

- ▶ 請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する原因と対策について  
(令和5年6月22日) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18696.pdf>



- ▶ 【別紙】請求書およびダイレクトメール誤発送の原因と対策 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18697.pdf>



- ▶ 請求書の誤送付について(令和5年6月1日:東電プレスリリース)

[https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665518\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665518_8713.html)



- ▶ ダイレクトメールのご発送について(令和5年6月2日:東電プレスリリース)

[https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665525\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665525_8713.html)



**発送方法の見直し**

東京電力は、請求者へ確実に請求書を届けるため、これまでの普通郵便による発送から、簡易書留による発送に見直します。

請求書は、次ページの表を目安として、順次発送される予定です。

次ページへ続きます 

請求状況	発送時期	備考
既に東京電力へ請求書の発送手続きがお済みの方	7月中旬～	簡易書留にて発送されます。
東京電力へ請求書の発送手続きをしておらず、東京電力で住所が確認できた方	7月下旬から10月	ダイレクトメールの発送がなくなり、直接、請求書が簡易書留にて発送されます。

- ※ 相当数の賠償の対象者が見込まれ、請求書は順次の発送となります。  
お手元に請求書が届くまでお待ちいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

## ウェブサイトでの請求を推奨します

ウェブサイトでの請求は、請求書の発送をお待ちいただく必要がなく、システム内で請求が完了します。

請求書が届くまで時間がかかることが予想されますので、お急ぎの方などは、以下の二次元コードからアクセスしてください。

- ※ 世帯代表者の方で、これまで賠償請求のお支払いを受けていた方が、ウェブサイトでお手続きできます。

### 【ウェブサイトによる請求】

・以下の二次元コードからアクセス。



[https://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html](https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html)

・世帯代表者の基本情報(氏名、生年月日、電話番号(※1)、お申し出番号または口座番号(※2))を入力しログイン。

- ※1 東京電力に登録されている電話番号から、ログイン用のパスワードを受け取る必要があります。

電話番号を変更された場合、ウェブサイトでの請求ができない場合があります。

- ※2 東京電力の賠償金の

「お申し出番号」:世帯代表者の方の、アルファベット+9桁の数字からなる番号

「口座番号」:直近ですでに振り込み先として登録されている口座番号の下5桁

・その後、以下の項目を入力し、請求を進めてください。

- (1) 郵送先住所
- (2) メールアドレス
- (3) 世帯情報 など

次ページへ続きます 

## 【参考資料】

## ▶ WEBでのご請求に関するよくあるご質問[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18699.pdf>



## ▶ WEBでのご請求に関する操作手順[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18700.pdf>



## ▶ WEBでのご請求用ガイド[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18701.pdf>



## 問い合わせ先

不明な点などがありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※ 電話が大変混雑し、なかなか繋がらない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ○中間指針第五次追補決定にかかる精神的損害の賠償に関するご相談専用ダイヤル

TEL 0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時（月～金【休祝日を除く】）

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260



# 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2023年6月26日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2023年4月1日から2023年6月30日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2023年7月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>※</sup>を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>※</sup>のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- (※) ①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など
- ②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：  
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

&lt;原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 &gt;

福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

# 請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する 原因と対策について

2023年6月22日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、今なお、福島の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに、大変なご負担とご迷惑をおかけしていることにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関して、個人情報が含まれる請求書を誤った住所に発送したこと(2023年6月1日お知らせ済み)、およびご請求についてご案内をさせていただくダイレクトメールを誤った住所に発送したこと(2023年6月2日お知らせ済み)を受け、ご請求に関する書類の発送を一旦停止し、発送先、手順等について点検を進めておりましたが、この度、点検結果および原因と対策が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

ご請求に関する書類を誤った住所に発送したことにより、ご請求者さまをはじめ関係される皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

現在、誤って発送した請求書およびダイレクトメールにつきましては、回収に努めております。

当社は、今回取りまとめた対策を徹底しながら、ご請求者さまに確実に請求書をお届けする観点から、これまで普通郵便でお送りしていた請求書について、簡易書留にて発送することに見直し、7月中旬目途で発送を再開いたします。

また、これまでご請求いただいておらず、当社でご住所を把握できた方へ、ダイレクトメールをお送りした後に、請求書をお送りすることとしておりましたが、上記見直しに伴い、迅速に請求書をお届けする観点から、ダイレクトメールの発送を取り止め、7月下旬から10月目途で順次、請求書をお送りさせていただきます。

誤って請求書やダイレクトメールが届いた方におかれましては、お手数をおかけしてしまい誠に申し訳ございませんが、回収させていただきますので、開封はせず、以下の当社の「ご相談専用ダイヤル」にご連絡いただきますよう、お願いいたします。

当社としましては、被害を受けられた皆さまに対して丁寧な対応に努め、適切な賠償に取り組んでまいります。

▶ (別紙) 請求書およびダイレクトメール誤発送の原因と対策 [PDF]

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf2/230622j0201.pdf>



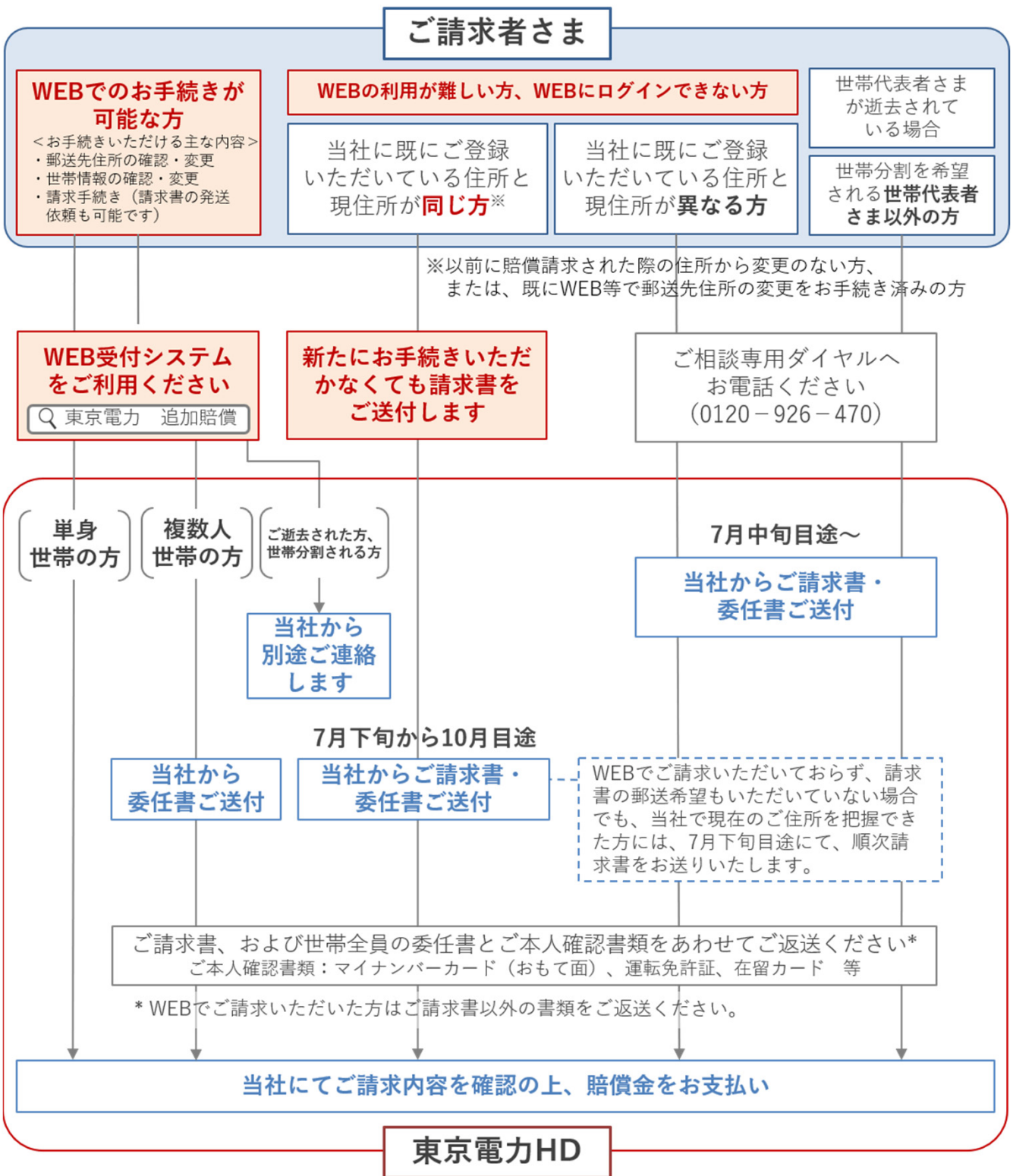
問い合わせ

ご相談専用ダイヤル

0120-926-470

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))  
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

# 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ～ご請求からお振り込みまでの流れ～(見直し後)



問い合わせ

ご相談専用ダイヤル  
☎ 0120-926-470

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))  
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)



**「子育てに優しい新潟県」PRキャッチフレーズ&ロゴマーク 県民投票 実施中!**

令和5年6月14日(水)~7月7日(金)まで

私たちも投票します!

候補は4作品! どれが一番いい?

01 にこにこ育て にいがた県

02 新潟に住む、すくすく育つ。 **SUKU SUMU NIIGATA**

03 **コガヒカル新潟** 手塩にかけて、子育て応援。

04 こむすび県 にいがた

抽選で温泉ペア宿泊券プレゼント

▶「子育てに優しい新潟県」PRキャッチフレーズ&ロゴマークの県民投票を実施します!  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/kosodatecatch.html>



### 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

### 三条市に避難している世帯数と人数(2023.6.28現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
 Tel 0256-34-5511